

<p>商品名等 (電気用品名等)</p>	<p>電気機械器具付鏡</p>
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 洗面所、トイレ等に設置するヒーター付、照明付、ヒーター・照明付鏡であり、設置場所の壁に直接固定される。</p> <p>構造、仕様、意匠 鏡裏面に曇り防止用ヒーターを貼り付けたもの。 鏡前面上部に照明器具を取り付けたもの。 鏡に曇り防止用ヒーターを貼り付け、照明器具を取り付けたもの。 何れの場合も電源供給用電線の先端には、機械器具内部用の特殊コネクターが取り付けられている。</p> <p>定格：100V、125W（ヒーター10W、照明器具115W）、 50/60Hz</p> <p>主な使用者、販売先 一般家庭。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>ヒーター付鏡及びヒーター・照明付鏡は、特定電気用品以外の電気用品中、交流用電気機械器具の「その他の電気機械器具付家具」として取り扱う。 照明付鏡は、特定電気用品以外の電気用品中、交流用電気機械器具の「電灯付家具」として取り扱う。</p> <p>(理由) 当該鏡は、日本標準商品分類上は家具に該当するので、それぞれ上記の扱いとする。</p>	

(参考図)

